

収入印紙
4,000 円

再販売価格維持契約書（取次一小売）

（取次店名）を乙とし、（小売店名）を丙として、
乙と丙は、次のとおり約定する。

乙は出版業者との再販売価格維持契約書第三条に基づき、丙と以下により再販売価格維持契約を締結するが、再販出版物とともに非再販出版物の取引もあり、両出版物の扱いが混同され、読者に誤認を生むことのないよう相互に誠意を持って協力する。

本契約書の条文からは解釈が困難な事例が生じた場合、出版業者主導のもとに乙および丙は別途「覚書」を作成し本契約書を補完する。また、「覚書」は必要に応じて乙・丙合意のうえ改訂して運用できるものとする。

第一条 乙と丙は、独占禁止法第二十三条の規定に則り、出版業者が発行又は発売する出版物に係る再販売価格を維持するため、この契約を締結する。

第二条 この契約において再販売価格維持出版物とは、出版業者がその出版物自体に再販売価格（「定価」との表示を用いる。以下、定価と称する）を付して販売価格を指定したものをいう。

第三条 丙は、出版業者又は乙から仕入れ或いは委託を受けた再販売価格維持出版物を販売するに当たっては、定価を厳守し、割り引きに類する行為をしない。

第四条 丙は、出版物の再販売価格維持契約を締結しない小売業者（これに準ずるものを含む）に再販売価格維持出版物を譲渡又は貸与しない。

第五条 丙が第三条及び第四条の規定に違反したときは、乙は丙に対して警告し、違約金の請求、期限付の取引停止の措置をとることができる。

2 前項の措置については、出版業者の指示があった場合を除き、乙は事前に出版業者の諒承を得るものとする。

3 第一項に定める違約金は、金円とする。

第六条 この契約の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

(1) 汚損本の処分

(2) 官公庁等の入札に応じて納入する場合

(3) 出版業者が、自ら再販売価格維持出版物に付されている「定価」の表示の変更措置をした場合

(4) 出版業者が認めた場合における、定期刊行物・継続出版物等の長期購読前金払い及び大量一括購入、その他謝恩価格本等の割引

第七条 この契約の有効期間は、契約締結日から一年間とし、期間満了の三ヵ月前までに、乙、丙いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に継続するものとする。

以上契約の証として茲に本書一通を作成し、これに乙、丙記名捺印の上乙が所持し、丙はその写しを所持する。

年 月 日

乙（取次）①

丙（小売）②

覚 書（取次一小売）

年 月 日付で乙・丙間で締結した再販売価格維持契約書（取次⇔小売）〔以下契約書という〕における契約慣行上の疑義を解消し、再販制度の本旨に沿った運用がなされるよう以下の通り取決める。

< 記 >

1) 契約書第六条(3)にある

<「定価」の表示の変更措置>とは、「出版物の価格表示等に関する自主基準」および「同実施要領」に則ったものとする。

2) 契約書第六条(4)にある

出版業者が認めた場合における<大量一括購入>とは、官公庁等の入札によらない大量一括購入であり、この場合の割引販売においても当該出版業者の承諾を得るものとする。

3) 契約書第六条(3)および(4)の実施にあたって、乙は出版業者と協議の上丙に対し、公平性が確保されるように配慮し、事前に出版業界紙や自社ウェブサイト等で広報活動を行うものとする。

また、謝恩価格本販売実施の際、それに参加しない丙に明らかな損害が生じた場合、乙は出版業者と速やかに協議の上、丙の損害回避のため返品入帳等の承諾を得るものとする。

4) また契約書第六条(4)にある

出版業者が認めた場合における<その他謝恩価格本等>とは、出版業者主催による、再販出版物の書目・期間および場所限定（ウェブサイトを含む）の割引販売を意味している。これには小売業者独自の判断で実施するところの、再販出版物の割引販売に類する行為は含まれない。

小売業者独自で行う割引販売行為については、当該出版業者の承諾を得るものとする。

5) 本覚書は契約書と一体をなすものである。

年 月 日

乙（取次） ㊟

丙（小売） ㊟